

報道各社御中 ← 環境省広報室

宮城県栗原市及び千葉県旭市の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ陽性事例の野鳥監視重点区域の解除とそれに伴う全国の対応レベルの引き下げについて (H29.5.12 14:00)

宮城県栗原市及び千葉県旭市において、家きんから、高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N6亜型) が検出された件について、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(以下マニュアル)に基づき、当該県の発生農場の半径 10 kmを野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化してきたところです。

これまでのところ、野鳥監視重点区域の監視において異常は認められていないことを踏まえ、マニュアルに基づき、最後の感染確認個体の回収日(家きんでの発生の場合は防疫措置の完了日。本件については3月27日。)翌日を起算日として45日後の5月11日24時をもって、野鳥監視重点区域の解除を行いましたのでお知らせします。

また、近隣国ではまだ発生が認められている地域もありますが、国内での高病原性鳥インフルエンザは上記の発生から認められず、冬鳥の渡りのシーズンも終盤となっていること等を踏まえ、マニュアルに基づき、5月11日24時をもって全国での野鳥の監視体制を対応レベル3から対応レベル1に引き下げましたので併せてお知らせします。

【参考①：H28-29シーズンの野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生件数】
22都道府県 218件(全国調査開始以来最高件数)

【参考②：過去10年の野鳥等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(件)】

	H19-20	H20-21	H21-22	H22-23	H23-24	H24-25	H25-26	H26-27	H27-28	H28-29
野鳥等	5	0	0	61	0	0	0	8	0	210
糞便	0	0	0	1	0	0	0	3	0	5
水検体	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
計	5	0	0	62	0	0	0	12	0	218

【参考③：H28-29シーズンの家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生件数】
9道県 12農場(H22-23は9県 24農場)

- ※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html に掲載) に基づき適切に対応。
- ※ 環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成 29 年 5 月 12 日 (金)

自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

企 画 官：東岡 礼治 (内線6475)

鳥獣専門官：根上 泰子 (内線6676)